

令和5年度訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～ 開催要項

1. 目的

訪問看護に必要な基本的知識や技術を習得し、質の高い看護サービスを提供できる訪問看護師の育成を行う。

2. 主催

- 1) 「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」：公益財団法人日本訪問看護財団
- 2) 実習・その他：一般社団法人愛媛県訪問看護協議会

3. 場所

【eラーニング・その他】インターネット環境のある自宅や職場等

【実習】愛媛県内の会員の訪問看護ステーション
(勤務先の訪問看護ステーションでの実習は認めない)

4. 期間

令和5年8月1日(火)～令和6年3月31日(木)

5. 研修内容

【eラーニング】

「訪問看護 e ラーニング」(受講可能期間はユーザーID・パスワード発行日から6ヶ月以内)

* 「訪問看護 e ラーニング」受講のためのインターネットの推奨環境の確認をする。

<https://www.jvnf.or.jp/e-learning/katuyou.html>

【実習】5日間(6～7時間/日) ※研修開始後、実習要綱を配布

【その他】10月21日 訪問看護管理者研修会(愛媛県委託事業) 公開講座 受講可能
(ZOOM 開催 無料)

開催日	開催時間	研修内容	講師
10/21	9:30～10:30	1. 医療的ケア児の地域ケア	愛媛県保健福祉部健康衛生局 健康増進課 母子保健係 技師 渡部 紀里 氏
	10:40～11:40	2. 難病の地域ケア	愛媛県保健福祉部健康衛生局 健康増進課 難病対策係 技師 宇和川 堯 氏
	12:40～15:40	3. 訪問看護制度について	一般社団法人愛媛県訪問看護協議会 副会長 安藤 眞知子 氏

7. 申込期間 令和 5 年 6 月 30 日(金) ～7 月 14 日(金) 17時

8. 募集人数 制限なし

9. 申込方法について： FAX での申込みとする。

- (1) 愛媛県訪問看護協議会ホームページ「行事予定」から、「令和5年度訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」を確認する。
- (2) 開催要項、e ラーニング注意事項、e ラーニングシステム利用規約を確認し、申込書をダウンロードする。
- (3) 申込書入力後、**FAX (089-916-7139)** する。

※FAX で申し込み後、3 営業日以内にメールで返信しますが、届かない場合は電話でお問い合わせください。(携帯電話やスマートフォンのアドレスは不可)

※訪問看護 e ラーニングについては、当協議会で一括申込みするため、個人での申し込みは不要です。

9. 対象者： 保健師、助産師、看護師、准看護師で下記の条件を満たしている者とする。

- (1) 愛媛県内に在住、もしくは在勤している者
- (2) 現在、訪問看護の業務に従事している者、もしくは訪問看護業務に従事する予定のある者
- (3) 全日程出席できる者
- (4) e ラーニング注意事項、e ラーニングシステム利用規約に同意できる者

9 修了証書の発行について

- 1) 「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」を修了した場合、日本訪問看護財団が「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」修了証書を発行する。「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」修了証書は、「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」コース内より発行されるため、受講修了後、受講者各自がコース内の手順に従って修了証書の発行・印刷を行う。なお、修了要件は 全講義動画の受講修了（参考資料・参考動画は含まない）の上、各章ごとのテストの正解率 70%以上 およびコースレビュー送信とする。
- 2) 「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」や実習の全過程を修了した者には、「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」の修了証書のコピー、実習に関する書類の提出をもって、愛媛県訪問看護協議会が修了証書を発行する。
- 3) 今年度「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」(実習も含む) が修了できなかった場合は、2) の修了証書の発行はできない。翌年改めて「訪問看護 e ラーニング～訪問看護の基礎講座～」の受講が必要となり、受講料も必要となる。翌年の修了をもって、2) の修了証書を発行する。
- 4) 今年度、実習が修了できなかった場合は、翌年、補習することにより、2) の修了証書を発行する。